

公立大学法人宮城大学学長選考会議運営規程

平成21年4月1日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款（以下「定款」という。）第10条第8項及び公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「基本規則」という。）第8条第6項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 学長選考会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学長となる理事長の選考
- 二 学長となる理事長の解任の知事への申出
- 三 学長となる理事長の業務執行状況の確認

(組織)

第3条 定款第10条第4項及び基本規則第8条第2項の規定により、学長選考会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 定款第19条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから経営審議会において選出されたもの 3人
 - 二 定款第23条第2項第2号から第7号までに掲げる者のうちから教育研究審議会において選出されたもの 3人
- 2 前項の場合において、基本規則第8条第3項の規定により、経営審議会において選出された3人には、法人の役員及び職員以外の者2人以上が含まなければならない。

(任期)

第4条 学長選考会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 議長は、次に掲げるところにより、委員の互選によって定める。

- 一 委員からの指名推薦 委員から指名推薦された者を議長候補者とし、委員の挙手又は単記無記名投票により最も票を得たものを議長とする。ただし、複数の者が同数票の場合には、くじ引きによりこれを決するものとする。
 - 二 単記無記名の投票 前号の規定により指名推薦された者がいない場合には、委員の単記無記名投票により最も票を得たものを議長とする。ただし、複数の者が同数票の場合には、くじ引きによりこれを決するものとする。
- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。

(議長の職務代理)

第6条 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 学長選考会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して開催の要求があったときは、学長選考会議を招集しなければならない。

(定足数)

第8条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第9条 学長選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号に規定する解任の議事は、出席者の3分の2以上をもって決するものとする。

(議事録)

第10条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 学長選考会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営等に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経なければならない。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H28.5.25 第109回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 現に学長選考会議の委員であるものの任期は、この規程による改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。